

1. 社会福祉法人福生会 本部
有料老人ホーム

令和5年度 事業計画書。

2. 養護老人ホーム福生園
特別養護老人ホーム嘉齢荘
居宅サービス事業

令和5年度 事業計画書。

社会福祉法人 福生会

1. 有料老人ホームの運営について

令和4年度のフロイデンハイムは、新たな入居契約は7名様、残念ながら死亡退去10名様（内ロイヤルケア6名）、ご家族様元へのお引越し1名様、現在の空室は30室となっています。ロイヤルケア・フロイデンにおいては、フロイデンハイムから6名様様の移動がありました。空室4室となっています。最近では家賃契約からご入居され、途中で一時金に変更される方が増えております。また、ショートステイのご利用から本契約に繋げているケースもあるため、新年度も積極的に広報しご利用いただけるよう努めており、令和5年度は現時点で5名様の本入居予定があり、引き続き新規入居者、利用者の純増できるよう努力します。

入居者の方には運営懇談会をひらき、原材料費高騰に伴う食料金の改定、感染防止対策などのサービス体制について、その都度丁寧にご説明しており、引き続き、より細やかに配慮し、利用者様にご理解を得、法令遵守を心がけます。

現在は、ご家族様が居室に訪問できるよう、新型コロナウイルス感染症防止対策を取りつづも、制限は有りますが入居者様とご家族様が可能な限りお会いできるように対応させて頂きます。また、映画鑑賞、お花見、アートフラワー制作等、内部行事は開催し楽しんでいただいで、コロナ下であってもホームの生活も楽しんで頂きます。

インターネット、新聞広告、紹介等により、ご見学、ご試食、体験宿泊をしていただきフロイデンハイムの良さをご理解して、ご入居して頂きたいと考えております。今年もより一層利用者様の声をお聴きし、サービスの向上に努めます。（入居状況および行事実施状況は別紙のとおり）

2. 社会貢献事業および社会福祉充実計画について

平成29年4月社会福祉法改正に伴い、従来の大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）だけでなく、法人独自の社会貢献事業、社会福祉充実計画（新事業）を立てております。

平成29年3月より、「みんなの食堂in福生会」二か月に一度開催40食程度提供。これは子供の孤食対策ですが、当法人では子供から高齢者まで、誰にでも食事を提供するため、「子ども食堂」でなく「みんなの食堂」と名を付け、29年度からは困っておられる方に、来て頂ければ毎日昼食と夕食を提供しております。（子ども食堂は令和2年3月から休止、食料配布）

毎日型みんなの食堂から、福生園の入所につながりそうなお客も増え、また生活困窮者にとって大変役立っておりますので、感染防止対策（検温）をとりながらも日々ご利用いただいでいます。健康チェックをしながら実施させていただきます。

「ぬくもりカフェ」を28年10月から、2か月に一度開催しています。ぬくもりカフェは、厚生労働省「新オレンジプラン」（認知症施策）に基づき堺市認知症予防対策ですが、自治会、伏見老人クラブのご協力で実施しています。（令和2年4月から休止）感染症予防をしながら再開する方向を検討いたします。

また、職員処遇改善の充実として、研修するだけでなく資格取得を支援し、資格取得者に報償を与えます。

社会福祉充実計画には、厚生労働省と堺市より進捗状況のアンケートがあり、一年目の用地所得は建築許可の点から保留となり、2年目のフロイデンハイム外壁補修は台風被害のため延長し、三年目の昭和54年竣工本館建物建替えに伴う設計注文は、運営状況の経済的厳しさから発注していません。社会福祉充実計画は福生会の将来、存続に及ぶことなので慎重にしていますが、より専門的に検討することが必要と考えています。

3. 施設および居宅サービス事業運営方針

介護保険報酬体系および報酬単価の見直し、処遇改善加算、特定処遇改善加算など介護保険制度の動向を迅速かつ的確に把握し、利用者の皆様の要介護支援区分に対応したサービスの細分化、より質の高いサービスの提供、人員体制の整備、職場環境の改善をはかります。

サービス付き高齢者住宅の過剰的開設などにより介護老人福祉施設、短期入所および通所介護の新規申込みが激減し稼働率の低下を招いているため、積極的に営業活動を行うとともにハード・ソフト両面の質的向上を図るものとする。介護保険事業所の増加や介護職離れによる人材確保困難な状況が継続している。この厳しい現状を踏まえ、高齢者福祉の第一線機関としてその任務を果たし、今後とも時勢の進展、多様化するニーズに対応しつつ事業活動の推進を図ることとします。

養護老人ホーム福生園は定員70名のところ、入所者の高齢化、死亡などにより44名となっています。新年度は緊急入所、生活困窮者へ賃貸契約による入所。セーフティネットとしてより社会的責任を果たしていく所存です。

求人においては難航し、新年度は新卒者が入職しません。その一方、令和5年度は事業間の人事異動を行い、各事業の活性化を図ります。また、中途採用者の資格取得を応援しつつ、職員採用に力を入れ新規利用者の確保に努力してまいります。ワクチン接種については、夏季と冬季に接種予定をしており、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き取り組んでまいります。

本年度事業計画は別紙計画書のとおりとします。

1. 施設運営一般方針

入居者様が、心豊かなライフステージを送れるように、意思及び人格を尊重して、常に入居者様の立場に立ち、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護支援を、入居者の心身の特性を踏まえて適切に行います。特に令和2年3月から新型コロナウイルス感染症予防のため縮小していた季節の行事や趣味のクラブ活動、レクリエーションなどを充実し、健康で楽しい生活を応援します。また、建物・設備について大規模修繕の計画を検討しています。さらに教育・研修の積極的な実施により従事者の資質の向上に努めてまいります。

令和5年3月からマスクは個人の判断となりましたが、高齢者の感染リスクは高引続き感染予防対策は実施します。令和4年度は新規利用者様、退院時、また立ち入り業者や面会のご家族様には抗原検査をお願いしました。令和5年は対面会だけでなく居室訪問を再開しています。サロンでは入居者様同士の交流、ご家族様と入居者様だけでなくホームとの良好な関係を築き、ご本人のご意思、ご体調を確認し、人命尊重を第一に、豊かな老後の生活を安全に安心してすごしていただけたるように努力いたします。

令和5年度は物価の高騰により、すでに運営懇談会にて説明し、食費改正を了承しています。管理規定の見直しを検討し、フロイデンハイム30周年を楽しく催すべく存じます。

2. 施設サービス

入居者の処遇については、その自主性と人間性を尊重し、温かな家庭的雰囲気の中で入居者の皆様が明るく豊かな心で楽しい生活を送ることが出来るよう、その環境の創造と整備をするとともに、支援、介護、介護・看護サービスに努めてまいります。

この方針を基調として以下各項目の通り、その処遇に万全を期すことといたします。

(1) 生活支援 入居者の人権を尊重し、平等に温かい愛情で懇切丁寧に遇し、規則正しく心身共に健全な日常生活と多彩な変化に富む諸行事による明るく楽しい生活を営めるよう援助いたします。レクリエーション、機能訓練および離床訓練の励行により身体的機能の保持、自立支援に努めます。介護サービスの一覧表に基づき日常生活支援を行います。個々入居者の心身状況には、それに応じた施設サービス計画（ケアプラン）をもとに対応し、適切な時期にケアプランの評価・変更・更新を行います。

(2) 食事 健康保持の基本と日常生活の最大の楽しみは日々の食事にあると考えられるので、食事については栄養の適正な配分に留意し、入居者の嗜好を十分反映した変化に富む献立と味付けを行い、あたたかい家庭的な食事が出来るよう努めると共に入居者の身体状況に応じた特別食の充実を図ります。また、年間行事食（年間約18回）や選択食等も取り入れ、給食会議を開き入居者の個々の嗜好の要望を取り入れるよう努めてまいります。入居者様のお気持ちを理解するように検食制度を導入します。調理室、設備器具および調理従事者の衛生管理には充分留意いたします。

(3) 入浴 入居者の楽しみである入浴は衛生保持の立場からもこれを励行いたします。一般棟内に設置した特殊浴槽を活用し、今後も安全で快適な入浴介助を提供いたします。浴室は適宜、清掃および建物の模様替えを実施し、清潔快適な生活環境の保持と整頓に努めてまいります。コロナ感染予防の為決めていた女子浴の時間制をやめ、よりご自由に入浴を楽しめるように戻しました。

(4) 健康管理 入居者の心身状況について常に観察を怠らず、適切な看護、治療対策を実施いたします。このため次記の通り嘱託医を配し、医師との密接な連携の下に疾病の予防と治療看護に万全を期すことといたします。また寝たきりや認知症になるのを防ぐため、リハビリの回数を増やし、機能の保持・回復に努めます。具体的にはリハビリの前には必ず体温測定などを行い、今までより一層注意を払います。

内科・整形外科医	2名	週5回診療	眼科医	1名	月1回診療	歯科医	1名	週1回診療
柔道整復師	1名	週5回	必要に応じて個別訪問診療を受けられます					

3. 防災対策

防災関係設備は最善の状況に整備するため、各設備の維持管理については自主点検および専門業者による定期点検を励行し、老朽化設備は適宜改修に努め、職員に対し消火設備やAEDなどの取り扱いの周知徹底をはかります。また、消防避難訓練を計画的に（年4回以上、内2回は当局指導）実施し、夜間防火管理体制の見直しを検討し、防災対策に万全を期すことといたします。

4. 職員教育研修等

職種別の専門研修会に参加し、処遇の知識と技術の習熟を図り、高齢者福祉および社会の情勢を把握し日常の業務に反映します。さらに日々の合同ミーティングの励行を始め、定期（月1回）の処遇職員会議を通じ施設内研修に努め入居者の処遇の充実を図ってまいります。また新型コロナウイルス感染症防止のため、必要な研修をできるだけ法人内部で研修できるように研修計画を立て、Web研修等を利用して、できるだけ多くの職員が学習できるように努めます。

5. 職員処遇、人材の確保

これまでも入居者に自由のびのびと豊かな生活をして頂くための生活支援にあたって、勤務体制（始業・終業時間・休憩時間、交代勤務体制など）を整備してきました。ハラスメント防止に努めます。

居宅介護支援・居宅サービス事業

1. 施設事業運営一般方針

福生園は、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進および自立のために必要な指導および訓練、また介護度に応じた介護保険サービスを導入することにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものとする。地域住民、その自発的な活動等との連携および協力を行う等地域との交流を図り、みんなの食堂およびぬくもりカフェの利用を通じて、また地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など高齢者介護医療関連機関に養護老人ホームの存在をより広く浸透させ入所者の獲得につなげて行くものとする。

嘉齢荘においては、介護保険制度に基づいた介護老人福祉施設として、健全な事業運営、安定経営を保持し、従前にも増した利用者本位のサービスを提供することとする。また、事故防止管理・感染症管理の徹底、身体拘束廃止への取り組みをはじめ介護ケアのみならず、経営栄養や終末期ケアなど医療ニーズに積極的に応え、より質の高いサービスを供給できる体制の整備を行い、介護福祉士の専門性を重度要介護者のケアの向上に生かすため、有資格者の人材確保・育成に努めることとする。特養は稼働率が最重要課題となっており、令和4年度は低稼働の要因となっていた介護人材の確保に努めながら稼働を徐々に高めた。令和5年度は引き続き稼働を高めると共に介護現場の設備更新を図り、定着率の向上に努める。また、見守り機器増設やインカム設備の導入等により夜勤者数の減員、介護負担軽減のための介護ロボットの検討を積極的に行う。

福生会居宅介護支援事業所、嘉齢荘（短期入所生活介護）、福生会ヘルパーステーション（訪問介護）、福生会デイサービスセンター（通所介護）の各事業についても、従事者の処遇向上、レベルアップにより高い評価を得られるサービスの提供に努め、それぞれの目的に沿った事業展開を積極的に図り、居宅サービスを総合的に提供する。また、訪問介護および通所介護に係る介護予防給付サービスである総合事業は、より多様なニーズに対応した総合事業のサービスの一環となる様、内容の拡充を検討する。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが第2類から第5類に引き下げられるが、依然として高齢者が罹患した際のリスクは変わらないため、専門家の指導を仰ぎながら施設内における感染拡大防止を徹底することが重要だと考え、適切な感染拡大防止対策を継続しつつ、国や都道府県、市町村の動向を注視しながらレクの充実や外出事を見直し、利用者様の生活の充実度が向上するように努める。

健全な建物・設備の保持および時勢のニーズに合わせた生活環境を整備し、教育・研修の積極的な実施と計画的な人材の採用により従事者の資質の向上と確保に努める。

また、『大阪しあわせネットワーク』に当法人・施設も引き続き本事業資金を拠出するとともに当施設のコミュニケーションチャルワーカー(CSW)の派遣、設備の提供などにより参画し、『みんなの食堂』の継続や『ぬくもりカフェ』など法人独自の地域公益事業についても再開を検討する。

2. 施設サービス

入所者の処遇については、その自主性と人間性を尊重し、温かな家庭的雰囲気の中で入所者が安心して明るく楽しい生活を送ることが出来るようその誘導と支援、介護・看護サービス提供に努める。新型コロナウイルス感染拡大状況を注視し入所者の安全を第一に適宜生活関連環境を見直すこととする。この方針を基調として以下各項目の通り、その処遇に十全を期す。

(1) 生活支援 入所者の人権を尊重し、温かい肉親的愛情で懇切丁寧に遇し、規則正しい健全な生活による心身共に健康明朗な日常生活と多彩な変化に富む諸行事による明るく楽しい生活を営めるよう援助する。(日課表、年間処遇計画は別表の通り)他面レクリエーション、機能訓練および離床訓練の励行により身体的機能の保持、自立支援に努める。個々入所者の心身状況に応じた施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、これに基づき個別処遇を行う。また、ケアプランのモニタリング・更新を継続的に行う。身体拘束廃止の取り組みを維持し、介護事故の防止体制を整え入所者の安全安楽な生活保持に努める。

(2) 給食 健康保持の基本と日常生活の最大の楽しみは日々の食事にあると考えられる。給食については栄養の適正な配分に留意し、入所者の嗜好を十分反映した変化に富む献立と味付けを行い、あたたかい家庭的な食事が出来るよう努めると共に入所者の身体状況に応じた特別食を提供する。また、バイキング等個々の嗜好により選択できる方式も適度に取り入れる。当然のことながら調理室、設備器具および調理従事者の衛生

管理には充分留意する。

嘉齢荘においては、介護福祉施設の管理栄養士の配置と適時適温による食事サービスの提供を実施するとともに、各入所者の栄養状態、摂食・嚥下機能に配慮した栄養ケア計画に基づいた栄養管理を行う。また、増加傾向にある嚥下障害がい者への給食を単に嚥下しやすい形態にするだけでなく、できるだけ味わいや豊かな食への配慮を心がけるものとする。

(3) 入浴と環境整備
入所者の身体状況に合わせた一般浴、リフト浴および機械浴を安全かつ衛生管理に配慮して実施する。適宜、清掃および建物の模様替えを実施し、清潔快適な住環境の保持と整頓に努める。なお、特殊浴槽が導入より13年経過しており、令和5年度内に入替えを検討する。

(4) 健康管理
入所者の心身状況について常に観察を怠らず、適切な看護、治療対策を実施する。このため次記の通り嘱託医を配し、医師との密接な連携の下に疾病の予防と治療看護に万全を期す。看護職員の24時間連絡体制を保持し、健康上の管理体制を確保する。また、感染症の発生予防に留意し、発生した場合の感染拡大防止等管理体制の整備徹底を図る。さらに嘱託医とは別に特別養護老人ホームにおいて精神科医師による月2回の精神科療養指導や専従機能訓練指導員による機能訓練を実施する。

内科医（外科）2名 週5回診療 眼科医 1名 月1回診療 訪問歯科診療（週1日）

新型コロナウイルスワクチン接種や検査を適切に実施する。

3. 防災防犯危機管理対策

今年度内に感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）を厚生労働省が示す『業務継続ガイドライン』等に沿って策定し、計画に沿った研修、訓練の実施へと進める。

防火関係設備は適正な状況に整備されている。各設備の維持管理については自主点検および専門業者による定期点検を励行し、老朽化設備は適宜改修に努め、設備の取り扱いの周知徹底をはかる。消防訓練を計画的に（年4回以上、内2回は当局立会による総合訓練）実施し、夜間防火管理体制を検証し、防火対策に万全を期す。また、食糧、飲料水等の備蓄、マニユアルの整備、訓練など地震その他多様な災害に対する防災対策および防犯対策についても検証整備するものとする。さらに新型コロナウイルス感染症など新種の感染性疾患の発生に備え、マスクや消毒液などの防疫関連物品の備蓄や確保ならびに対応マニユアルの整備を行うこととする。

4. 居宅介護支援事業、居宅サービス事業

福生会居宅介護支援事業所では、居宅介護支援の中核として諸サービス事業者間の有機的なネットワークづくりおよび相談業務を推し進めるものとする。収支状況改善のため関係機関に事業所案内を配布するなど引き続き利用者獲得に努める。利用者個々のニーズに応え法人内事業所への入所および利用に繋げる各事業所の稼働状況向上に寄与する。

短期入所生活介護においては、登録者増に対処するため利用者の状況の正確な把握、職員間の伝達を密にし、リスク回避の対策をとり利用者はもちろん家族にも安心して利用いただけるように努めるとともに、個々利用者の心身状況に応じた個別対応にも十分配慮するものとする。

福生会ヘルパーステーションでは、サービス提供要請に適切に応えるべき体制を整えるものとする。

福生会デイサービスセンターでは、在宅利用者の獲得のために給食、介護サービスおよび余暇的活動の量的質的改善向上を図るものとともに、利用者のニーズが高いリハビリテーションをはじめとする運動機能向上に係るサービス提供に積極的に取り組んでゆくものとする。

なお、訪問介護および通所介護の総合事業（介護予防・生活支援サービス事業および一般介護予防事業）については、要支援者等の多様なニーズに対して多様な訪問型および通所型サービスを社会福祉法人等関係機関やボランティアおよび地域住民が主体となり展開してゆくことが求められている。これらの社会的要請に応え当法人のハード、ソフトおよび人的資源を活用し新たなサービスに取り組みとともに、従事者およびサービスの資質の向上を図り、総合的な居宅サービス拠点として居宅高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるものとする。

（デイサービスセンターのサービス提供概要は別紙の通り）

5. 職員教育研修等

職種別の専門研修会に参加し、処遇の知識と技術の習熟を図り専門性を高めるとともに、日常の業務に反映する。さらに日々の合同ミーティングの励行を始め、定期の処遇職員会議や月例内部研修会を実施し入所者の処遇に遺憾のないよう努める。事故防止、感染症および身体拘束廃止等に係る委員会の設置開催により危機管理や人権擁護の徹底を図るものとする。介護保険制度施策に関連する研修会へ積極的に職員を派遣し、情報の収集、制度の動向の把握に努めるとともに、

介護支援専門員、介護福祉士資格取得を積極的に支援する。

また、当施設に保有する個人情報 の適正な取扱いを確保するため、厚生労働省が示すガイドラインに沿って、体制や規程の整備および職員への周知、教育により積極的に取り組むものとする。

さらに、介護福祉士・管理栄養士養成校の実習、小・中学生等の交流プログラム・職業体験を積極的に受け入れ、専門職の養成、社会教育の実践機関としても資源を提供するものとする。また、クラブ活動の講師、入所者との語らい、ホーム喫茶等行事へのボランティアの活用を図る。（年間実施計画については別紙のとおり）

6. 職員処遇、人材の確保

職員の適正配置の安定的な保持、質の高いサービス提供のため、より専門的知識技能を持った有能な人材の確保を計画的に行うとともに、外国人介護留学生・特定技能実習生への支援、育成に努める。さらに、介護職員の定着率の改善・人材の確保等のため、職員処遇の見直し、業務日課・内容、職員配置、勤務形態等の検討により適切良好な勤務体制の整備に努めるとともに、キャリアパス・能力評価等の導入により魅力ある職場環境をつくる適切な人事労務管理体制の構築を図ることとする。介護報酬改正に適切に対応すべくサービス提供体制を整え、ケアプラン策定、報酬請求はもとより日常業務分野にもITを積極的に活用し継続して省力化に努める。（職員配置体制は別紙の通り）

職員の健康管理については、法令に基づき定期健康診断およびストレスチェックを適正に実施するものとするとともに生活習慣病以外の疾病についても各自自己管理に努めるよう働きかけることとする。

7. 事業運営計画

事業運営については、毎月理事長及び各事業の運営管理者並びに担当者による経営会議を開催し、運営状況を分析し、目標に対する業績改善を引き続き取り組む。

○ 福生会居宅介護支援事業所

令和4年11月よりICTを活用し、1人の担当するケアプラン数を1.3倍（3名で110件前後）に引き上げている。

令和5年4月より時短が解除になる職員がいるため、ケアプラン件数を増加させ、1名あたり40～42件、計120～126件のケアプランを作成できる状態を上半期までに目指し、収支改善を図る。

また、引き続き利用者のニーズに基づき法人内事業所の入所者、利用者への集客に寄与するものとする。

○ 福生会ヘルパーステーション

訪問介護員の高齢化に伴い令和4年度末に2名の非常勤職員が退職する予定だが、既存のサービス提供回数を分割することにより、より細やかに利用者様へのサービスを提供しつつ、訪問単価を上げ、収支改善を図る。なお、目標訪問回数は令和4年度の117%である3,840回を年訪問回数として設定する。

○ 福生会デイサービスセンター

福生園の特定入所者に対する受託分については前年度末の水準で推移すると推測される。令和5年度は目標稼働率を86%（定員35名）に設定し、サービス提供を行っていく。また、残業が他の事業所より多く発生しているため、環境改善に取り組む、残業時間を減少させる。集客については令和4年度に行えなかった地域包括や近隣自治会へのボランティアビューローへの参画により、当法人のデイサービスを広く周知する。

○ 特別養護老人ホーム嘉齢荘

常勤介護職員の不足から平成31年3月より閉鎖していた西館1階エリアへの人員配置を行い令和4年度中に4部屋中、3部屋の稼働を実施したが、コロナに伴う入院等により全居室の稼働が実施出来ていない。そのため、令和5年度は西館1階の全ベッドを稼働させ、目標稼働率を90%（定員90名）に設定する。また、平成29年9月より閉鎖しているD棟を稼働させるため、ベッド等の購入や見守りに必要な設備整備等を実施し、令和5年度末にD棟の稼働を目指す。短期入所については特養の入所者を優先に考えるため、単発的な利用や入所を想定するロングシートのみに充てる（定員7名）。

○ 養護老人ホーム福生園

新規入所時点で要支援・要介護状態の入所者も受け入れ入所者の確保に努めているが、死亡や長期入院退去により年度を通じて在籍者45名弱で推移している。稼働状況が大幅に改善することは期待できず、入所者45名見込みで予算計上している。措置施設のため資金収支状況が好調な時期でも黒字額を支払資金高として留保できず主として施設整備資金用に修繕積立金として積み立てたため使途を限定せず運用できる支払資金を十分に蓄えることが出来なかった。次年度も今年度と同様に、修繕積立金を人件費に流用する必要があるが生じている。